

認定基準の一部改正について

2020年1月8日開催の理事会において、「くさび緊結式足場の部材及び附属金具」の認定基準の一部改正について承認され、即日施行することといたしましたのでお知らせいたします。

なお、一部改正の要旨は、次のとおりです。

一部改正の主な要旨等

- 1 くさび緊結式足場のうち、支柱に使用する鋼管が外径48.6mm（公称）、肉厚2.5mm（公称）又は2.4mm（公称）のものについては、承認又は認定のいずれでも取得可能（両方取得も可）であるが、承認を取得したものは、認定基準を適用しないことにした趣旨であること。
- 2 くさび緊結式足場の各部材の認定を取得する場合には少なくとも「緊結部付支柱」、「緊結部付布材」及び「くさび緊結式足場用先行手すり」の3つについて同一申請者が認定を取得する必要があること。

くさび緊結式足場の部材及び附属金具の認定基準の一部改正について

1. 適用

この基準は、くさび緊結式足場（以下、本基準では「くさび式足場」という。）専用に使用する部材及び附属金具について適用する。

ただし、「仮設構造物の安全性に関する承認規程」に基づき、承認証が交付されたくさび式足場の部材及び附属金具はこの基準を適用しない。

【解説】

- (1) この基準でいうくさび式足場は、支柱に使用する鋼管が外径48.6mm（公称）肉厚2.5mm（公称）又は2.4mm（公称）のものについて適用するものである。
- (2) この基準に示された、各部材の認定を取得する場合、少なくとも「緊結部付支柱」、「緊結部付布材」「くさび緊結式足場用先行手すり」の3つについて認定を取得すること。

以下現行のまま